令和３年３月オレンジ勉強会

国外にわたる職業紹介について

令和３年３月１９日
弁護士　有馬　明仁

第１　事案の概要

第２　国外にわたる職業紹介とは

１　国外に所在する求人者と国内に所在する求職者との間における雇用関係をあっせんすること。
２　国外に所在する求職者と国内に所在する求人者との間における雇用関係をあっせんすること。
★国外の求職者又は求人者と対応するのは，国外の取次機関等である。

第３　国外にわたる有料職業紹介事業を実施する場合

１　対象事業
港湾運送事業と建設事業を除き，すべての職業で可能（職安法３２条の１１）。

２　国内の有料職業紹介の許可
(1) 国外にわたる場合でも，国内の有料職業紹介事業としての許可を受ける必要がある。
(2) 許可基準として，①財産的要件，②個人情報の管理体制，③代表者・役員の欠格事由，④職業紹介責任者，⑤事業所，⑥適正な事業運営がある（法３１条，３２条）。

３　国外の有料職業紹介の許可
(1) 相手先国の関係法令の遵守をしている必要がある（該当部分と日本語訳を資料として提出する）
(2) 取次機関については，相手先国において，活動が認められている必要がある

（添付資料）　※ＨＰ上では資料を省略
１　事案の概要に関する資料
２　国外に渡る職業紹介について（厚労省）
３　特定技能外国人材の受け入れに関する留意点（厚労省）

以上